

社会福祉法人町田市社会福祉協議会会員規程

会員規程（昭和44年9月23日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人町田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条第3項の規定に基づき、会員について必要な事項を定めることを目的とする。

（会員及び会費の区分）

第2条 会員の種類及び会費は、次のとおりとする。

- （1）正会員 年額 200円以上
- （2）賛助会員 年額 2,000円以上
- （3）特別会員 年額10,000円以上
- （4）団体会員 前3号にかかわらず町内会・自治会での団体加入

（会費の納入）

第3条 会員は、毎年度当初から年度末日までに、本会の発行した会員加入申込・会費納入通知書により会費を納入するものとする。

2 納入した会費は、過誤納の場合以外、これを返還しないものとする。

（会費徴収等の依頼）

第4条 会長は、理事会の承認を得て、会費の徴収を他の協力機関に委任することができる。

（会員台帳）

第5条 会長は、会員台帳を作成して、事務局に備えておかなければならない。

（退会と除名）

第6条 会員は、次の場合には退会したものとする。

- （1）会員から退会の申し出があったとき。
- （2）会員が死亡したとき。

2 会員が本会の名誉を毀損し、又は趣旨目的に反する行為があったときは、理事会の議決を経て除名するものとする。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

平成15年12月19日 制 定

平成29年 2月 6日 一部改正

